

土木工事現場必携の 改定概要

(R6. 4. 1 改定)

土木工事現場必携の主な改定点

第1章 一般事項

1-3 契約関係

(4) 契約変更までの流れ (ア) 契約変更の手続き

設計図書の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、事務の簡素化と合理化を図ることを目的に、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「[愛知県建設局設計変更ガイドライン](#)」が定められている。



修正

設計図書の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、事務の簡素化と合理化を図ることを目的に、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「[工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）](#)」[（愛知県建設局）](#)が定められている。

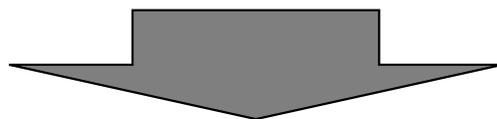
土木工事現場必携の主な改定点

第1章 一般事項

1-4 工事等の施行

(5) 建設業法等による工事現場への掲示

再生資源利用 計画書 再生資源利用促進 計画書	公衆の見やすい場所	一定規模以上の指定 副産物を搬出、および 建設資材を搬入する 工事 第2章 2-2 7-2 (12) 参照	資源の有効な利用の促進に関する法律 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項
----------------------------------	-----------	--	--



改定

再生資源利用 計画書 再生資源利用促進 計画書 再生資源利用促進 計画の作成に伴う 結果確認表	公衆の見やすい場所	一定規模以上の指定 副産物を搬出、および 建設資材を搬入する 工事 第2章 2-2 7-2 (12) 参照	資源の有効な利用の促進に関する法律 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条第4項 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第8項
---	-----------	--	--

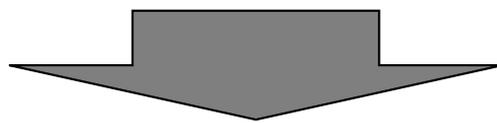
土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-1 監督の流れ II 工事着手まで

③-3 兼務届・工程表の確認

・「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」のうち、運用の2による双方が建設局・都市・交通局発注工事の場合以外で、現場代理人等が兼務する場合や専任の主任技術者が他工事と兼務する場合は、「現場代理人等通知書」に兼務届及び工程表の添付が必要。また、監理技術者が監理技術者補佐を配置し兼務する場合は、兼務届の添付が必要。



追加

このほか、複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者等が兼務する場合は、契約前に全ての注文者から承諾を得る必要がある。（各工事の発注者は同一又は別々のいずれでも可）

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-1 監督の流れ Ⅲ 工事施工中

⑫ 工期の変更、一時中止の検討

- 工期の延長及び工事の中止の検討及び報告について、詳しくは第1章1-3 (5) 工期変更へ。



改定

⑫ 工期の一時中止

- 工事を一時中止する必要が生じた場合については、詳しくは「工事請負契約における設計変更ガイドライン(統合版)」の「Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン」を参照のこと。

⑬ 工期の変更

- 工期の延長について、詳しくは第1章1-3 (5) 工期変更へ。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

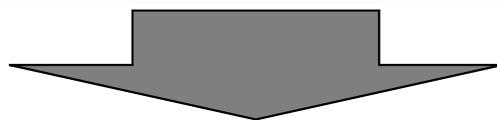
2-2 書類作成の手引き

1. 現場代理人等通知書

注意事項

(1) 配置するのは現場責任者か、現場代理人か？

②建設工事に該当する工種の当初設計金額が500 万円未満の工事。



修正

注意事項

(1) 配置するのは現場責任者か、現場代理人か？

②建設工事に該当する工種の当初請負代金額が500 万円未満の工事。

土木工事現場必携の主な改定点

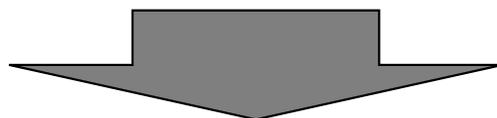
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

2. コリンス登録 (R5.8.21 改定)

2-1. 登録のための内容確認

(1) 請負者はコリンスから監督員へメール送信にて通知。監督員は、内容を確認のうえ、署名押印し、請負者に返却する。なお、メールによる場合は、監督員が署名押印したものをPDFデータとして返却する。



改定

2-1. 登録のための内容確認

(1) 請負者はコリンスから監督員へメール送信にて通知。監督員は、原則として登録内容確認システムで内容を確認し、結果を登録する。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

2. コリンス登録

注意事項

(2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人、主任（監理技術者）、監理技術者補佐の変更を指す。ただし、請負代金額が4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更となった場合は、変更登録する。



修正

注意事項

(2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更時とは、工期、現場代理人及び監理技術者等の変更を指す。ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び建設工事の対象となる請負代金額が500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に請負代金額が変更となった場合は、変更時登録する。

土木工事現場必携の主な改定点

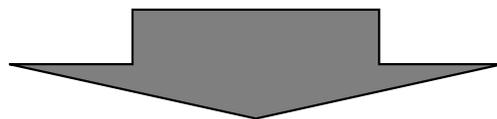
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

3. 請負代金内訳書

注意事項

(1) 法定福利費額が想定と乖離していないか確認。



追加

注意事項

(1) 法定福利費額が想定と乖離していないか確認

「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組の改定について」（令和5年3月31日付け 4建総第1383号・4建企第522号 建設局長通知）参照。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

5. 設計図書の照査

注意事項

- (1) 発注者は、**照査結果の報告を受ける。その後**、請負者から条件変更の確認請求を工事打合簿により通知を受けたときは、請負者立会の**元**、現地調査を行う。条件変更確認請求通知に対する回答は、現地調査後14日以内に工事打合簿により通知する。
- (2) 請負者が行う設計照査は、「設計変更ガイドライン」の「**9** 設計図書の照査について」の内照査要領（案）に沿って行う。



修正

注意事項

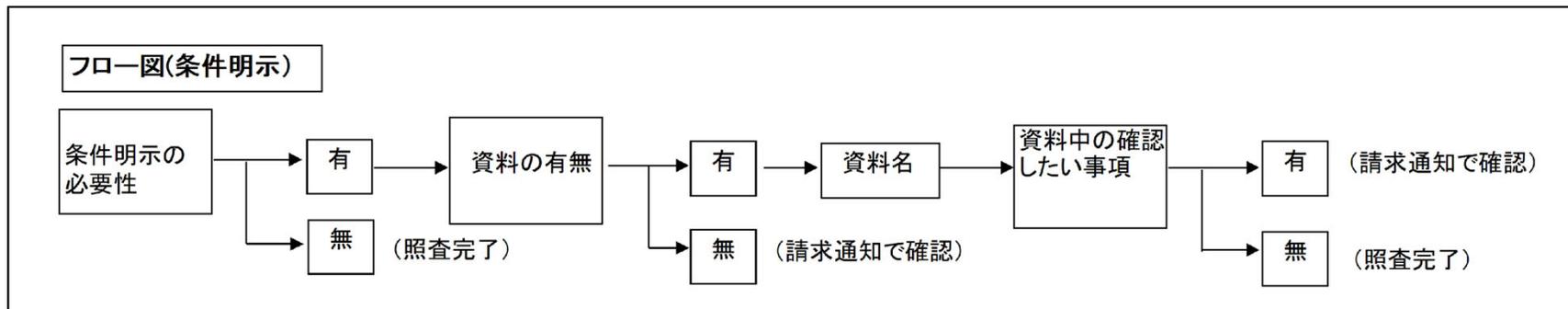
- (1) 請負者が行う設計照査は、「設計変更ガイドライン」の「**10** 設計図書の照査について」の内照査要領（案）に沿って行う。
- (2) 発注者は、請負者から条件変更の確認請求を工事打合簿により通知を受けたときは、請負者立会の**上、直ちに**現地調査を行う。条件変更確認請求通知に対する回答は、現地調査後14日以内に工事打合簿により通知する。
- (3) 請負者は、設計照査を行い、該当する事実が無い場合は、工事打合簿に照査項目一覧表（チェックリスト）を添付して報告する。該当する事実がある場合は、工事打合簿に「通知事項等」（条件変更確認請求）・チェックリスト及び事実が確認できる資料を添付して通知する。

土木工事現場必携の主な改定点

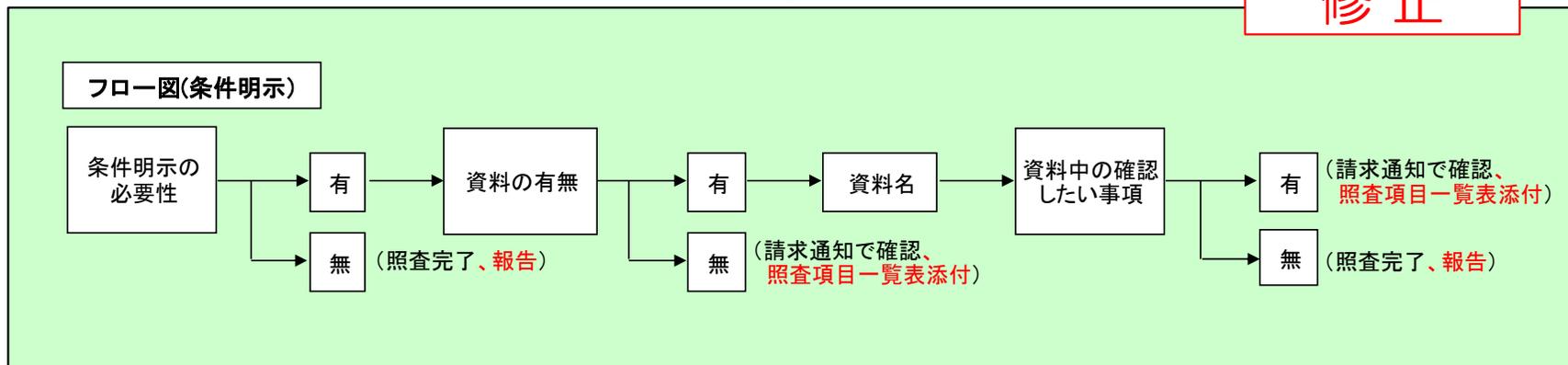
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

5. 設計図書の照査



修正

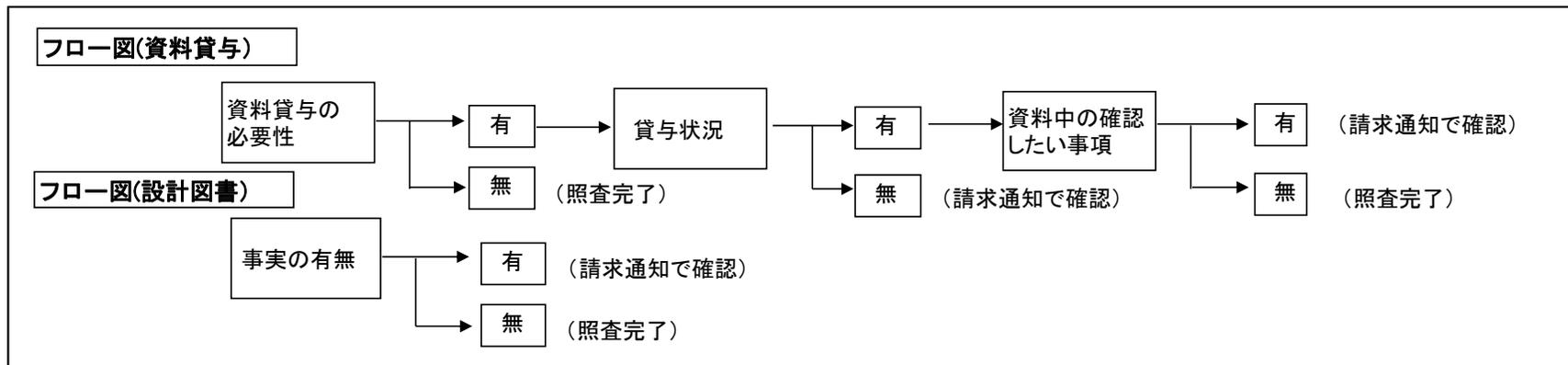


土木工事現場必携の主な改定点

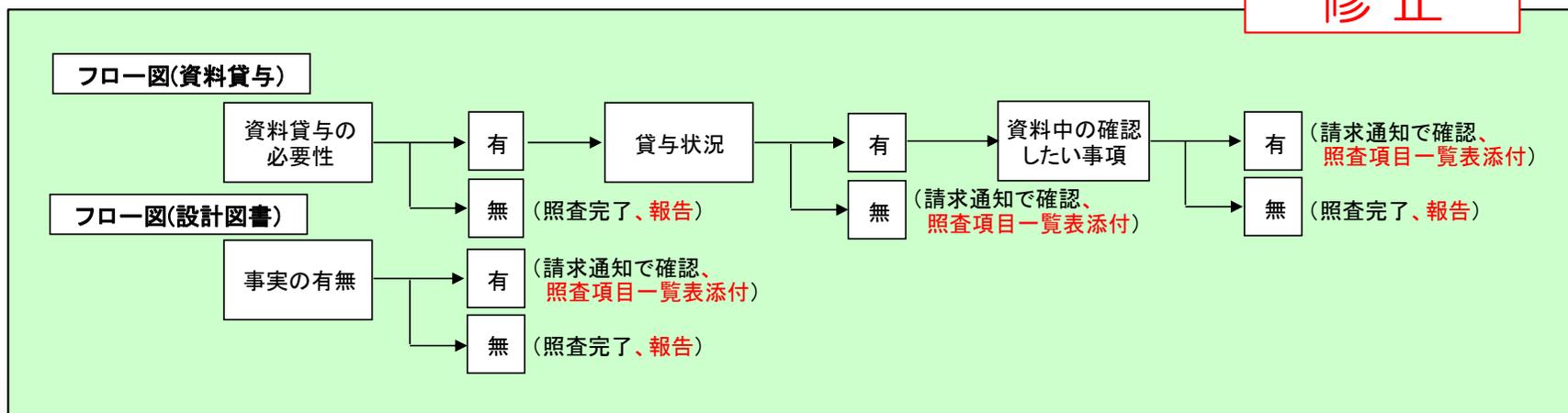
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

5. 設計図書の照査



修正



土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7-1. 施工計画書の内容

追加

表 7-1 施工計画書の記載内容

項目	工事等の区分と記載項目 ※				摘要
	一般建設工事 (当初請負代金額が 4,000 万円以上)	当初請負代金額が 4,000 万円未満の工事 もしくは単価契約工事	指示票による工事	緊急維持修繕工事 注2)	
(1) 実施工程表	○	○	—	—	
(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	○	○	○	—	
(13) 法定休日・所定休日(週休二日の導入)	○	○ 注3)	—	—	対象工事の場合に記載する。
(14) その他	○	○	○	—	

※ 「○」の項目：記載する

「—」の項目：設計図書に記載指示のある場合を除き、記載を省略する。

注1) つり足場を使用する工事においては、請負代金額に関わらず(6)施工方法を記載する。

注2) 緊急維持修繕工事について、協定を締結している業者は一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を年度当初に担当者へ提出する。

注3) 単価契約工事は除く。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7-2. 施工計画書の作成例

追加

(11) 現場作業環境の整備

工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境に対する配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、並びに現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とし、・・・

また、設計図書において、誰もが働きやすい現場環境整備工事と明示された場合は、「誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領」により実施する。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7-2. 施工計画書の作成例

改定

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(作成例)

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「ガイドライン実施要綱」という。）、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、以下のとおり建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図る。

また、産業廃棄物を運搬する車両には、定められた表示及び書面の備え付け（携帯）を徹底する。なお、監督員から受領した建設リサイクル法通知済ステッカーを、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付する。

(7) 再生資源の利用の促進

施工計画に際し、再生資源の利用の促進についての次の計画書を提出する。

- ・再生資源利用計画書（様式1）
 - ・再生資源利用促進計画書（様式2）
- また工事完了時に次の実施書等を提出する。
- ・再生資源利用実施書（様式1）
 - ・再生資源利用促進実施書（様式2）
 - ・あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱・様式8）
 - ・あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱・様式9）

(4) 建設副産物の適正処理

搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト管理台帳を作成し管理する。建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された受入れ地について地形を実測し、資料を提出する。

また、搬出する建設発生土については搬出伝票を作成、管理し完了時に集計表を提出する。

施工計画に際し、建設副産物の適正処理について添付資料を以下のとおりとする。

- ・建設発生土受入れ地の関係法令に基づく許可証の写し
- ・収集運搬、処理業者の許可証の写し
- ・廃棄物処理委託契約書の写し
- ・運搬ルート図

(9) 電子データの提出

工事完了時に提出する以下の書類は、電子データを提出する。

- ・あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱・様式8）
- ・あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱・様式9）

注1） 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事で、（一財）日本情報総合センター（JACIC）が管理運営する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成する。

注2） 指定副産物（土砂500m³以上、Co殻・As殻・建設発生木材の合計が200t以上）を搬出、または建設資材（土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱As混合物200t以上）を搬入する工事は、再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示する。

(作成例)

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「ガイドライン実施要綱」という。）、**建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領（以下「建設発生土等の実施要領」という。）**、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、以下のとおり建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図る。

また、産業廃棄物を運搬する車両には、定められた表示及び書面の備え付け（携帯）を徹底する。なお、監督員から受領した建設リサイクル法通知済ステッカーを、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付する。

(7) 再生資源の利用の促進

施工計画に際し、再生資源の利用の促進についての次の計画書を提出する。

- ・再生資源利用計画書（様式1）
 - ・再生資源利用促進計画書（様式2）
- また工事完了時に次の実施書等を提出する。
- ・再生資源利用実施書（様式1）
 - ・再生資源利用促進実施書（様式2）
 - ・**再生資源利用促進計画の作成に伴う結果確認票（建設発生土等の実施要領・様式4）**
 - ・あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱・様式8）
 - ・あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱・様式9）

(4) 建設副産物の適正処理

搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト管理台帳を作成し管理する。建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された受入れ地について地形を実測し、資料を提出する。

また、搬出する建設発生土については搬出伝票を作成、管理し完了時に集計表を提出する。

施工計画に際し、建設副産物の適正処理について添付資料を以下のとおりとする。

- ・建設発生土受入れ地の関係法令に基づく許可証の写し
- ・収集運搬、処理業者の許可証の写し
- ・廃棄物処理委託契約書の写し
- ・運搬ルート図

(9) 電子データの提出

工事完了時に提出する以下の書類は、電子データを提出する。

- ・あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱・様式8）
- ・あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱・様式9）

注1） 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事で、（一財）日本情報総合センター（JACIC）が管理運営する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成する。

注2） 指定副産物（土砂500m³以上、Co殻・As殻・建設発生木材の合計が200t以上）を搬出、または建設資材（土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱As混合物200t以上）を搬入する工事は、再生資源利用（促進）計画書**及び結果確認票**を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示する。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7-2. 施工計画書の作成例

新規追加

(13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（愛知県）に基づき、本工事は、完全週休2日制工事として、右記の休工取得計画により工事を実施します。

※週休2日制工事を導入する場合は、週休2日制の休工取得計画を作成すること。

		2023/4/19							施工開始日				
		社 員							計 画				
		日							休日取得率(経費補正)		完全週休2日制取得率		
		日	月	火	水	木	金	土	備考	日数	休工日数	週間数	土日休工週間数
日付	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22						
休工状況				対象外	対象外	対象外	対象外		非対象期間	-	-	-	-
備考				施工開始									
日付	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29						
休工状況	休工							休工		7	2	1	1
備考													
日付	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6						
休工状況	休工				休日休工	休日休工	休工			7	4	1	1
備考													
日付	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13						
休工状況	休工						休工			7	2	1	1
備考													
日付	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20						
休工状況	休工					天候休工				7	2	1	0
備考													
日付	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27						
休工状況	休工						休工			7	2	1	1
備考													
日付	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3						
休工状況	休工						休工			7	2	1	1
備考													
日付	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10						
休工状況	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		休工			2	1	0.5	0.5
備考													
日付	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17						
休工状況			振替休工				休工			7	2	1	1
備考													
日付	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24						
休工状況	休工									7	1	1	0
備考													
日付	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1						
休工状況	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外				非対象期間	-	-	-	-
備考													
休日(祝日)休工 (日数×0.5週=土日休工週間数)													1
計										58	18	8.5	7.5
※備考欄に、施工開始日、施工完了日を記載すること。													
■経費補正 18 ÷ 58 = 31.0% ⇒ 4週0休以上													
■成績評定 7.5 ÷ 8.5 = 88.2% ⇒ 評価対象													
※評価対象の内、最終契約金額1千万円以上の工事は週休2日制工事取組指針を発行													

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7-2. 施工計画書の作成例

(13) その他

電子提出するデータ（打合せ簿など工事書類、電子成果品等）はウイルスチェックを行うこととし、発注者へ提出する書類を作成するパソコン毎にウイルス対策を必ず記載すること。

〈作成例〉

その他、設計図書で施工計画書に明記又は記載するよう指定されているもの及び監督員の指示事項を記述する。



削除

(14) その他

その他、設計図書で施工計画書に明記又は記載するよう指定されているもの及び監督員の指示事項を記述する。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

10. 工事打合簿

注意事項

工事打合簿がいない書類

- ・現場代理人等通知書・工程表
- ・完了届
- ・段階確認報告書、施工状況把握報告書
- ・材料確認報告書
- ・請求書
- ・部分使用同意書
- ・指定部分完了届
- ・事故発生報告書等

※情報共有システムの対象である場合、運用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。



修正

注意事項

※様式にあて名（愛知県知事・〇〇所長等）があるものについては、工事打合簿は必要としない。（例：現場代理人等通知書・請負代金内訳書・完了届・請求書等）

※情報共有システムの対象である場合、運用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。（段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書の最終報告に工事打合簿は必要としない。）

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

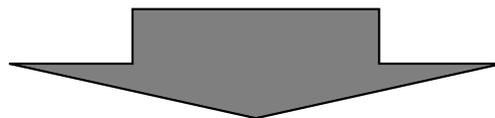
2-2 書類作成の手引き

16. 事故報告

16-1. 事故発生報告書(記載例はp. 2-98へ)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編1-1-36
- (3) 監督員が指示する期日までに。

。



追加

16-1. 事故発生報告書(記載例はp. 2-99へ)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編1-1-36
- (3) 監督員が指示する期日までに。
- (4) 現場写真等の関係資料については、作成次第速やかに提出する。

土木工事現場必携の主な改定点

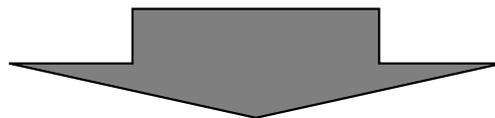
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

16. 事故報告

16-3. 事故報告書

- (1) 監督員から建設総務課へ報告
- (2) 標準仕様書第1編1-1-36
- (3) 事故の状況がある程度まとまり次第提出する。



修正

16-3. 事故報告書

- (1) 監督員から本庁事業課へ報告
- (2) 標準仕様書第1編1-1-36
- (3) 請負者から提出のあった事故発生報告書を添付し、所属長の意見を記入後提出する。

土木工事現場必携の主な改定点

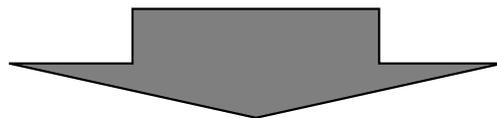
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

16. 事故報告

注意事項

- (1) 事故が発生した場合、現場代理人は被災者の救助を最優先とする。また、事故発生時の監督員への通報を迅速に行う。その後、事故発生報告書を作成する。



修正

注意事項

- (1) 事故が発生した場合、現場代理人は被災者の救助を最優先とする。また、事故発生時の監督員への通報 (電話等) を迅速に行い、状況を把握でき次第、メール等で監督員へ情報を報告する。その後、事故発生報告書を作成する。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

22. 大気汚染防止法

※解体等工事の事前調査の義務付けの詳細については「大気汚染防止法の一部を改正する法律に係る対応について（令和3年7月28日）」によるものとする。



追加

※解体等工事の事前調査の義務付けの詳細については「大気汚染防止法の一部を改正する法律に係る対応について（令和3年7月28日）」及び「大気汚染防止法による事前調査の報告義務化の対応について（令和4年3月8日）」によるものとする。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

24. 請求書

新規追加

24. 請求書(様式第93)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 契約約款第34条
- (3) 注意事項を参照のこと。

注意事項

- (1) 「一般会計」はインボイス対応不要。
一般会計にかかる事業は、消費税法上、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例が認められているため、消費税の申告義務が免除されている(消費税法第60条第6項)。また、適格請求書発行事業者として登録された後も消費税の申告義務は免除されるため、一般会計についてはインボイスの対応は不要。
- (2) 課税対象となる「地方公営企業会計」及び「特別会計」へ請求する場合は事項を参考にインボイス制度対応の適格請求書を提出すること。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係 2-2 書類作成の手引き 24. 請求書（記載例）

改定

様式第 92 <「適格請求書必要事項」の記入例>

部分払請求書

令和 6 年 3 月 1 日

愛知県知事殿

契約者が所長の場合は愛知県〇〇所長

請負者住所 〇〇〇
(所在地) 〇〇〇
氏名 〇〇〇
〔名称及び〕 〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	金	5	5	0	0	0	0	0	0

ただし、下記工事の出来形 50.1 パーセントに対する請負代金の第 1 回部分払金

1 工事名 〇〇〇工事

2 路線等の名称 〇〇〇

3 工事場所 〇〇〇

4 契約締結年月日 令和 5 年 1 月 1 日

5 請負代金額 金 220,000,000 円

6 支払方法

口座振替	〇〇銀行 〇〇支店
	当座 第〇〇〇〇〇〇番

(様式第 92 の続き)

請求金額内訳書

請負代金額	金 220,000,000 円		前払金受領年月日	令和 5 年 1 月 1 5 日		
			前払金受領額	金 44,000,000 円		
回数	出来形パーセント	出来形の 9/10 に相当する金額	部分払受領済額	前払金からの差引額 (A)	今回請求額 (B)	備考
1	50.1	99,198,000	0	44,000,000	55,000,000	次回請求額 198,000

検査年月日：令和 6 年 2 月 20 日

適格請求書必要事項

登録番号：T・・・・

消費税及び地方消費税額等

出来形検査を行った日の年度	消費税及び地方消費税の税込対象額(C = A+B)	消費税及び地方消費税(税率 10%)の額(D (端数切捨) = C × 10 ÷ 110)
令和 5 年度	99,000,000 円	9,000,000 円
計	99,000,000 円	9,000,000 円

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
3 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。
4 出来形の 10 分の 9 に相当する金額の円未満の端数は、切り捨てること。
5 前払金からの差引額の円未満の端数は、切り上げること。
6 表の行が足りない場合は、適宜、追加すること。
7 「適格請求書必要事項」以下の内容については、特別会計及び地方公営企業会計の場合に記入すること（一般会計は空欄又は削除可）。
8 C は、A 及び B を出来高検査を行った日の年度ごとに足した額を記入すること。
9 D は C の額に、110 分の 10 の割合を乗じて得た額（円未満の端数を切り捨て）を記入すること。

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

24. 請求書 (記載例)

改定

様式第 93 <「適格請求書必要事項」の記入例>

請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事殿

契約者が所長の場合は愛知県〇〇所長

請負者 住 所 〇〇〇
(所在地)
氏 名 〇〇〇
(名称及び代表者氏名) 〇〇〇

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	1	2	1	0	0	0	0	0	0

ただし、下記工事の請負代金

1 工 事 名	〇〇〇工事
2 路線等の名称	〇〇〇
3 工 事 場 所	〇〇〇
4 契約締結年月日	令和5年8月1日
5 請負代金額	金220,000,000円
6 受領済内訳	裏面のとおり
7 支払方法	口座振替 〇〇銀行 〇〇支店 当座 第〇〇〇〇〇番

(様式第 93 の続き)

前 払 金 額	金 44,000,000 円	令和5年12月15日
第 1 回 部分払金額	金 55,000,000 円	令和6年3月15日
第 〇 回 〃	金 〃 円	〃 年 〃 月 〃 日
受 領 済 額 計	金 99,000,000 円	

適格請求書必要事項

登録番号: T.....

直近の部分払請求書から転記

直近の部分払請求書に記載された「消費税対象及び消費税額等」

出来形検査を行った日の年度	消費税及び地方消費税の税込対象額	消費税及び地方消費税(税率10%)の額
令和5年度	99,000,000 円	9,000,000 円
計	(A) 99,000,000 円	(B) 9,000,000 円

完了検査日: 令和6年10月18日

消費税対象及び消費税額等

完了検査を行った日の年度	消費税及び地方消費税の税込対象額(C=請負代金額-A)	消費税及び地方消費税(税率10%)の額(D=請負代金額×10÷110(端数切捨)-B)
令和6年度	121,000,000 円	11,000,000 円

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
 3 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。
 4 表の行が足りない場合は、適宜、追加すること。
 5 「適格請求書必要事項」以下の内容については、特別会計及び地方公営企業会計の場合に記入すること(一般会計の場合は空欄又は削除可。)
 6 「直近の部分払請求書に記載された「消費税対象及び消費税額等」は、直近の部分払請求書に記載された「消費税対象及び消費税額等」の数字等を転記すること。なお、完了払のみの場合は、記入しないこと。
 7 Cは、請負代金額からAを差し引いた額を記入すること。なお、完了払のみの場合は、請負代金額を記入すること。
 8 Dは、請負代金額の110分の10の割合を乗じて得た額(円未満の端数切り捨て)から、Bを差し引いた額を記入すること。なお、完了払のみの場合は、請負代金額の110分の10の割合を乗じて得た額(円未満の端数切り捨て)を記入すること。

土木工事現場必携の主な改定点

第4章 検査関係

4-5 検査に関する留意事項

工事検査にあたっての留意事項

1 完了検査

(1) 完了検査の受検体制（発注者側）

② 検査に必要な書類（設計図書、「施工プロセス」のチェックリスト等）を準備すること。



追加

1 完了検査

(1) 完了検査の受検体制（発注者側）

② 検査に必要な書類（設計図書、「施工プロセス」のチェックリスト、成績評定資料（チェック表）等）を準備すること。

土木工事現場必携の主な改定点

第5章 各種様式

5-1 契約関係様式

改定

様式改定

- 工期延長 [短縮] 協議書
- 工事の一時中止について (通知)
- 工事の一時中止の延長について (通知)
- 工事の再開について (通知)
- 工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
- 前払金請求書
- 中間前払金請求書
- 部分払請求書
- 請求書
- 支給品受領書
- 支給品精算書
- 段階確認報告書
- 施工状況把握報告書
- 材料確認書

土木工事現場必携の主な改定点

第5章 各種様式

5-1 契約関係様式

追加

様式追加（参考様式）

- 同一監理（主任）技術者承諾願
- 同一監理（主任）技術者承諾書
- 工事の一時中止に伴う増加費用の見積について（依頼）
- 工事の一時中止に伴う増加費用の見積について
- 掛金収納書（電子申請方式）
- 掛金収納書提出用台紙（電子申請を使用しない場合）
- 建設業退職金共済証紙貼付状況報告書
- 共済証紙受払簿
- 掛金充当実績総括表
- 工事別共済証紙受払簿

土木工事現場必携の主な改定点

第6章 資料

改定

以下の資料を改定

- 土木工事監督要領
- 工事現場における適正な施工体制の確保等について
- 監督業務の基本事項
- 土木工事安全施工技術指針
- 建設工事等検査要領

以下の資料を追加

- 建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領〈愛知県〉

土木工事現場必携の主な改定点

第6章 資料

6-17 舗装工事のコア-採取位置の選定方法

乱数表

修正

		乱数表									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		83 10 03 87 35	31 89 45 04 40	61 57 87 29 73	69 40 81 83 78	38 48 42 22 29	05 97 03 44 96	49 87 13 01 69	56 19 27 30 31	16 95 62 74 55	62 27 80 55 00
		36 57 72 32 39	32 78 83 08 53	87 69 15 29 29	11 24 78 09 01	35 27 12 80 54	78 07 89 48 22	97 68 14 69 88	21 52 73 88 28	08 27 09 48 86	34 88 92 17 36
1		63 83 40 96 33	52 74 75 58 02	66 94 42 87 71	15 33 56 74 49	92 05 98 56 05	24 08 18 32 54	17 10 47 62 05	13 45 48 09 65	88 39 09 21 48	12 46 88 81 22
		85 29 24 77 88	45 67 31 74 66	76 46 33 84 55	50 13 03 00 97	36 18 25 57 31	02 62 56 96 61	58 40 50 70 94	07 38 72 82 85	68 21 50 32 70	50 99 54 26 39
		91 49 28 72 30	03 03 32 57 95	19 01 67 59 15	00 72 44 40 07	93 42 69 48 89	65 85 71 69 31	00 03 29 96 17	55 28 81 32 56	58 65 37 17 49	62 61 84 05 49
		87 60 75 26 58	65 28 70 09 88	76 32 66 08 99	67 99 07 26 67	47 67 42 72 31	96 13 18 60 79	62 09 04 94 05	03 75 77 32 37	13 74 76 59 41	60 49 08 17 32
		93 20 96 93 05	95 71 90 83 58	02 47 28 10 24	80 64 66 52 38	34 94 17 54 28	83 73 96 86 33	43 15 91 12 62	49 52 62 12 27	85 64 63 67 13	72 58 85 85 79
2		94 34 73 87 35	53 33 66 29 50	21 38 74 75 20	54 87 63 74 34	80 48 64 70 79	37 10 24 50 84	63 32 25 04 92	56 86 34 21 10	46 28 41 11 27	65 01 80 44 11
		10 42 12 47 60	34 51 84 25 61	15 76 23 67 84	81 43 35 46 20	95 21 48 80 57	83 63 98 19 87	48 93 24 60 58	14 20 24 31 90	06 21 43 33 17	01 06 38 29 32
		42 57 65 70 17	49 44 83 03 32	53 60 38 20 38	27 02 61 96 31	36 84 25 44 05	31 28 23 11 97	92 99 45 16 23	88 32 80 13 98	26 36 83 38 31	40 86 82 06 47
		14 80 92 91 76	39 57 07 38 03	12 39 71 36 50	82 44 43 32 84	37 77 36 93 64	01 55 37 09 08	81 17 93 34 68	48 50 08 41 90	60 26 43 21 86	50 58 48 36 73
		03 00 22 34 59	83 22 53 06 87	63 11 38 68 14	69 63 25 22 53	49 99 06 31 53	88 62 21 77 17	19 83 36 01 24	85 14 14 31 77	37 05 31 81 51	18 19 62 50 12
3		35 10 31 74 97	55 56 24 84 81	54 14 11 24 60	97 32 52 97 29	86 25 07 61 67	42 94 20 19 46	97 74 57 42 36	41 15 88 09 02	71 08 54 31 04	44 33 74 61 78
		75 65 43 98 76	14 42 68 43 55	85 35 29 44 75	95 08 42 39 30	34 12 53 00 91	02 94 74 35 47	44 49 19 83 14	64 35 71 96 78	39 82 22 51 72	72 82 37 27 37
		42 44 24 72 86	52 95 61 21 88	53 57 56 76 42	39 29 24 47 87	06 89 29 41 09	98 93 56 53 31	43 87 88 26 07	51 33 57 32 67	94 12 59 72 70	40 60 24 24 88
		88 16 39 38 57	70 64 36 88 96	88 80 42 18 56	79 44 06 33 07	20 64 21 48 29	04 69 96 20 56	34 82 13 40 44	35 73 12 04 47	89 03 15 13 38	57 23 90 10 64
		13 30 95 40 57	41 19 03 38 11	74 30 45 56 81	14 84 18 09 31	20 98 29 04 09	46 17 32 80 88	50 94 76 71 00	66 80 63 10 19	53 71 14 39 67	18 68 83 99 86
4		23 36 64 70 84	35 90 33 28 80	31 42 17 42 14	53 97 26 51 79	56 39 88 41 10	03 03 53 25 33	48 56 38 29 97	72 26 86 66 59	45 72 22 50 57	85 61 96 34 51
		41 86 43 21 65	27 78 35 17 70	05 54 68 00 81	57 73 00 65 27	37 88 17 32 78	51 93 74 83 62	36 47 66 48 33	77 88 04 09 60	16 52 91 29 36	82 02 81 08 41
		23 77 82 23 63	32 70 14 93 29	92 35 32 80 34	12 77 83 97 42	98 41 16 08 33	12 57 43 34 86	58 28 03 45 04	17 56 69 15 72	92 11 29 73 60	32 39 72 92 29
		65 67 57 25 37	61 14 90 95 89	63 15 38 22 88	67 54 24 16 70	36 03 43 78 99	53 84 34 35 10	80 58 23 33 53	41 31 36 65 19	36 95 29 39 82	36 44 83 29 54
		67 31 48 80 29	29 75 62 66 20	06 95 93 05 22	42 18 68 82 07	35 85 84 11 10	55 38 24 04 52	34 62 02 75 71	31 79 80 57 90	83 04 81 87 66	39 94 97 18 98
5		94 07 25 78 88	71 92 56 13 38	00 21 32 91 42	57 87 41 13 39	46 60 33 81 89	44 18 54 27 28	95 03 69 23 00	22 27 93 81 82	27 62 41 14 88	15 55 08 23 49
		98 40 03 05 13	23 79 44 10 06	62 37 35 74 89	37 32 87 50 25	44 94 20 81 69	70 40 80 38 20	65 19 35 17 50	53 98 92 85 83	17 17 27 36 58	28 81 79 50 85
		99 28 14 84 72	37 60 08 57 93	31 46 40 68 65	88 96 64 46 69	09 77 52 93 91	70 47 99 66 15	80 49 90 75 98	81 37 70 45 42	88 08 71 02 61	36 66 22 05 45
		42 80 22 71 37	43 89 16 85 44	26 59 20 40 26	77 28 35 71 03	00 56 60 15 16	35 42 90 60 81	67 17 29 99 11	27 47 34 75 24	58 34 16 99 76	47 96 74 27 60
		43 43 27 67 69	24 70 00 71 43	41 27 40 43 75	26 53 43 14 09	54 03 37 54 29	83 09 18 41 03	44 38 21 48 83	47 02 60 64 06	02 79 41 48 98	70 09 83 85 05
6		23 71 33 20 98	75 46 75 11 95	11 27 73 15 47	01 53 39 55 47	27 77 51 39 16	70 73 27 11 03	32 39 41 95 31	48 92 07 52 74	04 60 86 62 54	74 82 96 12 31
		33 39 03 80 68	63 76 38 21 28	89 65 05 32 04	09 18 15 91 48	77 27 49 07 59	52 54 07 62 05	11 28 74 68 44	65 54 62 25 13	90 38 80 51 09	63 66 08 69 63
		70 60 79 38 93	80 47 18 80 30	23 27 51 39 11	56 13 89 58 19	42 45 52 60 02	76 73 21 52 45	47 21 92 11 66	09 43 96 59 57	34 35 27 05 22	59 22 31 16 52
		50 07 12 34 37	41 78 34 80 50	52 35 37 72 51	91 15 29 08 28	59 22 58 29 64	82 51 57 91 88	66 47 82 53 13	27 84 57 65 23	27 64 73 11 55	49 12 71 94 95
		70 15 04 92 81	58 71 82 88 34	67 53 42 67 05	60 96 28 14 96	88 77 62 92 69	95 81 86 44 22	67 86 41 16 79	76 11 42 25 48	69 34 93 67 54	37 70 36 35 96
7		89 87 13 76 96	78 80 29 11 43	96 96 75 43 06	24 08 07 41 67	81 13 28 85 66	71 15 85 43 23	14 87 31 12 31	46 97 62 75 56	98 94 05 25 97	77 35 25 77 47
		34 71 21 83 96	26 78 18 33 22	07 54 10 84 39	64 03 35 82 03	68 81 64 19 12	68 51 40 99 65	59 34 38 61 88	74 60 22 09 94	69 36 04 99 84	57 92 33 78 45
		01 56 07 44 40	86 57 76 42 27	84 48 21 76 80	00 59 65 93 84	58 68 72 17 66	55 33 10 60 67	39 62 16 35 78	84 93 94 14 10	56 11 50 64 11	13 78 75 52 94
		17 09 69 35 42	26 01 07 58 52	42 61 78 67 23	91 24 18 12 18	09 62 97 22 36	43 56 50 63 55	60 09 73 81 27	36 83 55 12 43	83 05 88 57 87	96 61 34 01 50
		41 91 77 30 25	56 04 03 64 48	31 09 01 73 10	68 86 74 11 01	49 69 39 17 69	19 60 92 82 67	31 06 48 13 20	59 96 66 97 84	72 73 16 83 42	31 61 35 11 32
8		06 07 08 01 86	46 94 22 08 18	17 57 91 42 64	35 92 91 01 65	43 36 00 26 20	00 01 71 82 97	15 55 79 08 53	56 52 49 15 44	16 86 30 72 18	54 09 89 88 36
		05 84 14 25 59	55 02 52 38 43	05 06 95 35 82	87 01 42 16 65	82 20 99 51 49	39 18 47 54 33	55 91 02 90 29	81 74 34 98 16	95 03 65 94 61	87 12 02 44 75
		95 65 59 54 30	45 52 24 91 19	53 64 17 80 74	25 76 50 14 95	68 70 26 16 74	60 74 52 41 39	70 85 23 26 19	13 27 95 69 73	54 97 86 65 16	23 66 41 51 77
		02 86 60 83 38	23 99 89 05 41	87 87 85 39 40	95 60 08 08 85	03 56 91 38 35	08 33 98 06 13	75 58 12 37 63	00 43 89 06 97	92 67 83 52 14	40 24 35 63 04
		38 42 83 19 25	46 11 48 40 62	08 44 36 60 81	86 80 71 73 34	55 45 64 10 13	90 78 83 08 33	13 86 55 41 35	26 91 94 70 72	10 46 68 93 19	63 53 12 78 48
9		85 91 80 69 35	56 79 85 78 37	59 19 01 02 02	54 28 98 50 14	87 81 68 59 64	55 77 40 85 45	71 63 09 79 12	53 67 21 77 12	01 16 30 72 76	47 79 27 39 59
		12 14 28 93 12	12 71 38 81 60	79 02 19 78 49	56 14 93 03 40	38 33 83 93 39	32 37 88 40 16	08 22 32 48 18	85 65 10 25 54	18 45 24 66 79	89 75 88 70 59
		17 80 74 77 75	62 70 70 90 72	12 96 21 03 70	90 62 53 23 36	67 00 59 11 68	86 14 97 98 50	80 62 48 58 87	03 56 33 46 00	23 79 76 36 62	77 78 78 29 17
		06 50 91 31 95	98 95 81 72 03	37 09 32 11 61	35 40 44 65 14	15 78 17 94 53	82 01 52 21 90	27 95 27 62 34	99 79 54 37 02	69 99 83 70 68	07 39 06 50 24
		26 74 80 36 23	70 43 60 72 48	13 53 12 03 87	46 80 87 39 20	09 69 58 42 84	99 87 92 23 49	05 96 93 21 97	59 73 66 29 74	39 30 89 05 10	02 57 59 89 34
10		31 60 92 27 82	42 36 64 13 90	83 89 57 63 85	98 80 30 06 82	85 82 64 86 77	37 67 24 02 62	08 25 66 66 24	48 12 13 94 63	47 54 64 03 40	66 52 45 98 42 10
		32 68 19 58 65	03 76 48 17 22	61 61 51 26 36	97 54 95 79 57	59 31 78 34 27	44 24 63 02 09	81 52 96 73 00	20 67 70 19 65	80 69 01 80 47	36 75 39 66 96
		90 84 21 49 55	99 37 42 96 82	94 55 34 23 57	13 95 33 65 37	77 37 43 21 41	60 61 42 61 47	50 35 25 28 26	66 25 62 99 76	45 73 32 96 07	64 46 87 73 66